

## 令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

要保護児童等に関する情報共有システムの効果的な活用方法及びその他のシステムとの効果的な連携のための調査研究

株式会社 野村総合研究所

わが国では、児童相談所への虐待相談対応件数が一貫して増加しているほか、痛ましい事件も後を絶たない深刻な状況となっている。

このような状況を踏まえ、児童虐待の発生予防・早期発見、児童虐待発生時の迅速・的確な対応、被虐待児童の自立支援を強化していくことが必要であり、対応に当たって必要となる情報を速やかに把握することや、関係機関間における情報共有を徹底し、適切な支援につなげていくことが重要である。そのため、政府は「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）において、「要保護児童対策地域協議会等における関係機関間のより効率的な情報共有を進めるため、ICTを活用したシステム整備を促進する」ことを方針として掲げた。

この方針を受けて、当社では平成30年度・令和元年度と子ども・子育て支援推進調査研究事業においてシステム開発に向けた仕様書を策定し、令和2年度には情報共有の基盤となるルール・記載標準の整理を実施した。これらの調査結果の結果、本年度からは要保護児童等に関する情報共有システムの供与が開始し、現在全国すべての児童相談所及び一部の市町村が本システムを利用している。同時に、令和4年度にはSNSを活用した全国一元的な相談支援体制の構築に係るシステムの供与が開始し、令和6年度にはAIを活用した緊急性の判断に資する全国統一のツールの供与が開始に向けて開発が進められており、将来的に児童相談所では3つの国が提供するシステムと自治体独自で既に導入している児童相談記録管理システムの計4システムを運用することとなる。

本調査研究ではこれまでの調査結果を踏まえながら、要保護児童等に関する情報共有システムの利活用実態・課題を把握するとともに、今後、本システムの利活用をさらに促進するため施策及び関連するシステムを児童福祉向上の観点からどのように活用することが最適解かを模索し、関係するシステムの連携、いわゆるシナジーの創出を念頭に、運用面での児童相談所業務の負担軽減及び業務の再構築の可能性検討を実施した。

まず、本システムを積極的に利用している自治体及び児童相談所に対して、システムの利活用実態・課題に関するヒアリング調査を行った。ヒアリングの結果、CA情報機能は積極的に活用されおり、児童相談所業務の効率化・質の向上に大きく貢献している一方、その他の移管機能や児童記録票情報管理機能については、システム間情報連携作業の業務負担やシステム改修費用負担、などの理由により活用に遅れが生じていることが判明した。

ヒアリング調査にて判明した課題を踏まえ、本システムの更なる利活用促進に向けて、今後の施策案の検討をシステム・運用の両面から幅広く洗い出し、6個の施策案を導き出した。その上で、有識者及びシステム開発事業者との意見交換結果を通じて、施策案を実現工数及び想定効果を踏まえて評価し、各施策の具体的な実現方法及び対応優先順位の検討結果を報告書に取りまとめ、厚生労働省に報告した。